

（長さ、幅及び高さ）

第2条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル）、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

2 次に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、第1号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から250ミリメートル以上、その自動車の高さから300ミリメートル以上、第2号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から100ミリメートルを超えて突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被^{けん}引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）に限り、被^{けん}引自動車の最外側から250ミリメートルまで突出することができる。

- 一 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに第44条第6項の装置
- 二 側方衝突警報装置